

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年3月 29 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

厚生年金保険関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第1601109号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚) 第1600388号

## 第1 結論

請求者のA社B工場(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和54年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和54年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和54年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年9月30日から同年10月1日まで

A社B工場に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。C社に昭和54年4月1日に入社し、同日付けでA社B工場に出向となったが、半年後の同年10月1日に出向が解除されC社へ戻った。請求期間も継続して勤務していたので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録、D企業年金基金から提出された加入員記録、E健康保険組合からの回答、A社B工場における請求期間当時の総務担当者の陳述及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてA社B工場に継続して勤務(昭和54年10月1日にA社B工場からC社B工場に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和54年9月の標準報酬月額については、請求者のA社B工場における厚生年金保険の被保険者原票及びD企業年金基金から提出された加入員記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和54年9月30日から同年10月1日までの期間について、請求者の厚生年金保

険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和 54 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間について、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を昭和 54 年 10 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 9 月 30 日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601110 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600389 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年12月8日

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間に係る標準賞与額の記録がないことを知った。  
調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る取引推移一覧表により、請求者は、請求期間にA社から賞与を支給されていたことが認められる。

また、A社の複数の同僚が保有する平成18年12月の賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記取引推移一覧表において確認できる振込額及び上記賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月8日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情

はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601083 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600390 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 20 年 12 月 12 日の標準賞与額に係る記録を 35 万 9,000 円とすることが必要である。

平成 20 年 12 月 12 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 55 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 20 年 12 月 12 日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象となる記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「2008 年 12 月度賞与明細」並びに同社から提出された平成 20 年度下期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成 20 年 12 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 20 年 \* 月 \* 日から平成 21 年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 11 月 15 日に届け出られたことにより、請求期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の対象となる記録となっているが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から 35 万 9,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601112 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600391 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 18 年 12 月 12 日の標準賞与額に係る記録を 1,000 円、平成 20 年 12 月 12 日の標準賞与額に係る記録を 67 万 6,000 円とすることが必要である。

平成 18 年 12 月 12 日及び平成 20 年 12 月 12 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録する必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 52 年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 18 年 12 月 12 日

② 平成 20 年 12 月 12 日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間①及び②の賞与について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「2006 年 12 月度賞与明細」及び「2008 年 12 月度賞与明細」並びに同社から提出された平成 18 年度下期賞与の支給及び平成 20 年度下期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、請求期間①及び②に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 18 年 \* 月 \* 日から平成 19 年 \* 月 \* 日まで、平成 20 年 \* 月 \* 日から平成 21 年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間①及び②に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 11 月 15 日に届け出られたことにより、請求期間①及び②は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっているが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料

の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から、請求期間①は1,000円、請求期間②は67万6,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601114 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600392 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成20年12月12日の標準賞与額に係る記録を51万4,000円とする  
ことが必要である。

平成20年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準  
賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和55年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月12日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とな  
らない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記  
録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「2008年12月度賞与明細」並びに同社から提出された平成  
20年度下期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成20年12月12日に  
同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求  
者の育児休業期間中（平成20年\*月\*日から平成21年\*月\*日まで）に係る厚生年金保険料  
の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、保険料  
を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、  
請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっ  
ているが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、  
厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその  
育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない  
旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確  
認できる賞与額から51万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601150 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600393 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 20 年 12 月 12 日の標準賞与額に係る記録を 43 万 1,000 円とすることが必要である。

平成 20 年 12 月 12 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 48 年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 20 年 12 月 12 日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象となる記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「2008 年 12 月度賞与明細」並びに同社から提出された平成 20 年度下期内務員賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成 20 年 12 月 12 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 20 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 11 月 15 日に届け出られたことにより、請求期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の対象となる記録となっているが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から 43 万 1,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601074 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600387 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年 生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 11 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。同社には平成 16 年 4 月 1 日から勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求期間のうち平成 16 年 9 月 1 日から平成 17 年 10 月 31 日までの期間について、請求者は、A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、請求者が請求期間前に勤務していた事業所が加入していた C 保険者は、請求期間のうち平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 4 月 1 日までの期間について、請求者は、同保険者において任意継続被保険者であったと回答している。

また、B 社は、請求期間当時の資料は残っておらず、請求者の厚生年金保険に係る届出及び保険料控除について不明と回答しているところ、年金事務所から提出された A 社の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、請求者の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は平成 17 年 11 月 1 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、請求期間に A 社において厚生年金保険の加入記録があり、所在を確認できた同僚 25 人に照会し、9 人から回答があり、そのうちの一人から提出された源泉徴収票及び当該同僚の陳述によると厚生年金保険に加入する前の期間に係る厚生年金保険料について控除されていることがうかがえるものの、他の一人から提出された給料支払明細書によると厚生年金保険に加入する前の期間について厚生年金保険料が控除されておらず、厚生年金保険に加入した月分から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、請求者は請求期間に係る給料支払明細書等を保有しておらず、ほかに請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。